

## 佐賀土木事務所庁舎建物等警備業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和8年度佐賀土木事務所庁舎建物等警備業務委託
- 2 委託場所 佐賀市八戸二丁目2番67号 佐賀土木事務所
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託内容
  - (1) 警備対象物  
庁舎・建造物・付属施設及び備品
  - (2) 警備要領
    - ①機動警備による巡回警備
    - ②警備時間  
開庁日：22時00分から翌朝8時30分  
閉庁日：8時30分から翌朝8時30分
    - ③機動警備は深夜の時間帯（22時～5時）の巡回1回を含む不定時の巡回3回（閉庁日は3回、閉庁日は土、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日）とする。
    - ④臨時の開錠、施錠対応業務（平日、土、日、祝日問わず）として、開錠、施錠各1回（1日2回）×20日間（予定）とする。
    - ⑤機動警備は常に本部に連絡し、警備の状況を報告すること。
    - ⑥完全な警備体制を取るために、本部巡察員による巡察を不定日時に行うこと。
    - ⑦毎日の警備状況について、翌朝、警備報告書を指定の場所に提出し報告すること。
  - (3) 警備の主眼
    - ①施設内の徘徊者、不審者、潜伏者、不法侵入者等の発見・排除
    - ②門扉（出入口、窓）施錠すべき箇所等の処置
    - ③物品、建造物、器具及び重要書類等の火災・盗難・毀損行為の防止
    - ④その他非常事態発生時における緊急連絡処置
  - (4) 重要点検箇所
    - ①終業後の各警備箇所の火気点検処置
    - ②施錠すべき窓・扉・門等の点検処置
    - ③ガス器具・冷暖房器具の火気点検処置
    - ④潜伏可能箇所の点検
    - ⑤水道蛇口及び水漏れの点検処置
    - ⑥消火器具及び消火栓の点検処置
    - ⑦電源及び不要電灯などの点検処置
    - ⑧危険物・可燃物周辺の異常点検
  - (5) 警備の義務
    - ①管理責任者の指示注意を遵守すること。
    - ②勤務中又はその機会に知り得た機密を漏らさないこと。
- 5 支払方法 3ヵ月毎の完了払い
- 6 その他 契約書の作成を要します。